

【概要】令和2年度（2020年度）北海道環境基本計画〔第2次計画〕改定版に基づく施策の進捗状況の点検・評価について

◆ 計画の概要

環境基本条例第10条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項などを明らかにするもの。

◆ 施策の基本的事項

- ・ 5つの分野と32の施策
- ・ 3つの重点的に取り組む事項

◆ 指標群

12の指標、11の個別指標、46の補足データ

◆ 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価を行い、その結果を公表する。

令和2年度点検・評価の実施方針(案)

① 「事業」ごとの点検・評価

別添Aシートによって、関係部局に照会し、取りまとめる

② 施策分野ごとに定める指標群による状況把握及び評価

別添Bシートによって、関係部局に照会し、取りまとめる。

③ 「施策」ごとの点検・評価

上記①及び②の結果を、施策ごと（32施策）に取りまとめ、別添Cシートによって点検・評価を行う。

④ 「分野」ごとの点検・評価

上記③の結果を、5分野ごとに取りまとめ、別添Dシートによって点検・評価を行う。

⑤ 「重点的に取り組む事項」ごとの点検・評価

上記③の結果を、重点的に取り組む3事項ごとに取りまとめ、別添Eシートによって点検・評価を行う。

⑥ 「総合的評価」

上記③から⑤までの点検・評価結果を総括し、「低炭素社会」、「循環型社会」及び「自然共生社会」の3つの社会構築の観点から考慮した総合的な評価を記載する。

また、各事業に対してSDGsとの関連づけを行う。

令和2年度点検・評価結果報告書(案)

10月開催（予定）の環境審議会にて、とりまとめ結果を報告する。

とりまとめ結果の公表

上記環境審議会終了後、道のホームページや環境白書等で公表する。

次年度以降の施策に反映

庁内関係部局で構成する「環境政策推進会議」によって、課題や今後の方向性の共有を図り政策を調整する。